

## 環境プランニング学会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第一条 本会は、「環境プランニング学会」(通称 E P S )と称する。

#### (事務所)

第二条 本会は、主たる事務所をNPO法人ウェアラブル環境情報ネット推進機構内に置く。

#### (目的)

第三条 本会は、環境問題の解決に資する自然科学的及び社会科学的な調査研究、研究成果の普及啓蒙等を行うことにより、環境問題の解決と経済発展の両立を図る。特に環境保全の包括的な概念、環境プランニングなどの研究を行うとともに、経済活動における環境保全を包括的に理解し、特に企業などにおける環境配慮を具体的に推進していく専門家「環境プランナー」の育成と高度化を図ることを目的とする。

#### (事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境に関する技術の現状及び将来像の調査研究
- (2) 環境に関する製品・サービス、市場の現状及び将来像の調査研究
- (3) 環境に関する将来的社会システムの調査研究
- (4) 環境に関する新たな事業化及び企業化の推進
- (5) 環境に関する普及啓蒙
- (6) 環境プランニング学会の進展に伴い発生するとと思われる技術的及び制度的課題に関する調査研究
- (7) 前号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

#### (種別)

第五条 本会の会員は、個人正会員A、個人正会員B、個人準会員、学生会員及び賛助会員とし、個人会員A、個人正会員B及び個人準会員は、原則として環境プランナー有資格者及び大学等において環境学を講義する者、学生会員は、原則として環境プランナー受講者及び大学等において将来環境プランナーを目指す学生、賛助会員は、環境に関係する法人及び団体とする。  
なお、個人準会員、学生会員及び賛助会員は、議決権を有しないものとする。

#### (入会)

第六条 本会の会員となろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (入会金及び会費)

第七条 会員は、本会則細則に定める会費を納入しなければならない。

#### (退会)

第八条 会員は退会しようとするときは、会長に退会の旨を文書で提出しなければならない。

#### (除名)

第九条 会員が以下に該当するときは、会長はこれを除名することができる。

- (1) 本会則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を毀損したとき
  - (3) 本会の目的に反する行為をしたとき
  - (4) 会費の納入が、決められた期日までに行われなかったとき
2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に、あらかじめ本会の方法論により通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第十条 会員が第八条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

### 第3章 役員及び顧問

(役員種類及び定款)

第十一条 本会に以下の役員を置く。

- (1) 理事10名以上40名以下
- (2) 監事2名以上3名以下
2. 理事のうち、1名を会長、1名以上5名以内を副会長とする。

(役員選任)

第十二条 理事及び監事は、総会において、個人正会員Aのうちから選任する。

2. 会長及び副会長は、理事会において理事の互選によって決まる。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第十三条 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐して業務を掌理する。
4. 監事は、本会の運営等を適切に監査するものとする。

(役員任期)

第十四条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員解任)

第十五条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第十六条 役員は、無報酬とする。

### 第4章 会議

(種別)

第十七条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第十八条 総会は、個人正会員A及び個人正会員Bをもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(機能)

第十九条 総会は、本会則に定めるもののほか、本会の方針に関する重要事項を議決する。

2. 理事会は、本会則に定めるもののほか、次の事項を議決する
- (1) 総会の議決した本会の方針の執行に関すること
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) 本会則及び総会における本会の方針に基づく重要事項の執行上必要な、本会則細則の規定及び改廃
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第二十条 総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は理事現在数の3分の1以上から請求があったときに開催する。

3. 理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事現在数の3分の1以上から請求があったときに開催する。

(召 集)

第二十一条 総会及び理事会は、会長が召集する。

(議 長)

第二十二条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第二十三条 総会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議 決)

第二十四条 総会及び理事会の議事は、本会則に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第二十五条 総会及び理事会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 出席した構成員の数及び理事会においては理事及び監事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が記入押印しなければならない。

## 第5章 会則の変更、解散等

(会則の変更)

第二十六条 本会則は、総会において出席個人会員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解 散)

第二十七条 本会は、解散する場合は、総会において出席個人会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

## 附則

本会則は、個人会員、学生会員及び賛助会員の賛同が得られた平成14年10月9日から施行する。

本会則は、臨時総会で賛同が得られた平成20年9月9日に一部変更する。

## 環境プランニング学会細則

### (会費納入方法)

第一条 会員の会費納入方法は、会員種別にかかわらず、入会月の翌々月に口座振替により納入を行うものとする。

入会金 : 無料

年会費 : 個人正会員A : 一口以上(一口 15,000円) 学会誌送付あり

個人正会員B : 一口以上(一口 9,000円) 学会誌送付なし

個人準会員 : 無料 学会誌送付なし

学生会員 : 一口以上(一口 3,000円)

賛助会員 : 一口以上(一口100,000円) \*記名により人数制限なし。学会誌送付は7名まで

### 附則

本会則は、個人会員、学生会員及び賛助会員の賛同が得られた平成14年10月9日から施行する。

本会則は、臨時総会で賛同が得られた平成20年9月9日に一部変更する。